

平成31年3月5日

第1回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成31年3月5日(火) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	8番	村井 保夫
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	渡邊美喜子
13番	尾崎 忠義	14番	志村 忠昭

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	神原 宏一
町長公室長	山内 剛
総務課長	岡部 登
政策観光課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	多田羅 勝弘
健康福祉課長	富木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（村井 勉）

おはようございます。

議員各位には、ご多忙のところ、定刻にご参集をいただきまして誠に有難うございます。ただ今より、平成 31 年第 1 回多度津町議会定例会を開催いたします。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

皆さん、おはようございます。

昨日、今日とちょっと肌寒い感じが致しておりますけども、季節としては確実に春に向かっていくということを肌で感じてこの頃でありますけども、今日から平成 31 年度の 3 月議会を開催を致します。議員の皆様におかれましては、たいへんご多用中のところは存じますが、この 3 月議会にご出席を頂きまして有難うございます。皆様方も 2 月の選挙で当選された方ばかりで気持ちも新たになってることだと思いますけども、一昨日、私も 3 期目の町政運営にあたりまして就任式を行わせて頂きました。町の職員の温かい出迎えと言っていいんだろうと思いますけども、自分はそう思ってますけども、お迎えを頂いて、そして幹部の人達には訓示をさせて頂きました。いつもと同じことなんですけども行政運営っていうのは継続をしておりますので、その継続をするということが力になってまいります。また、今からやること、今やってること、これも継続をしておりますので、これからも皆様方のご理解とご協力を頂きながら町民の皆様の幸せの向上のため、そのためには住民サービスを向上させていくということ。これが私ども公務員の大きな仕事であります。そして、そういうことを行っていくことによって町の発展に繋げていくという大きな目的があります。私どもと皆様方とお互いに切磋琢磨しながら、また、色んな意見を交換させて頂きながら、有意義な 3 月議会にしたいと思っております。よろしくお願いを申し上げて冒頭のご挨拶とさせて頂きます。よろしくお願ひ致します。

議長（村井 勉）

ただ今、出席議員は 14 名であります。

よって、地方自治法第 113 条の規定により、平成 31 年第 1 回多度津町議会定例会は成立致しました。

これより、第 1 回定例会を開会致します。

本日の議事日程は配付の通りであります。

日程第 1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第 125 条の規定により、3 番 天野 里美 君、13 番 尾崎 忠義 君を指名致します。

日程第 2. 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。議会運営委員会委員長、古川 幸義君。

議会運営委員会委員長（古川 幸義）

会期の件でございますが、本日3月5日より3月18日までの14日間とし、詳細については、議長の方でお諮りをお願い致します。

議長（村井 勉）

ただ今、議会運営委員会委員長発言の通り、本定例会の会期は、本日より3月18日までの14日間とし、日程については、3月5日(火)本日ですが、提案説明、6日(水)、休会、7日(木)～8日(金)一般質問、9日(土)～11日(月)休会、12日(火)総務教育常任委員会、13日(水)、総務教育常任委員会予備日、14日(木)～17日(日)休会、18日(月)議案審議と致したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より3月18日までの14日間とし、先に言いました日程によることに決定致しました。

日程第3. 諸般の報告を行います。

まず、議長報告であります。監査委員より現金出納検査執行状況報告及び平成30年度定期監査結果報告を受けております。

報告はタブレット端末に掲載をしておりますので、朗読は省略致します。

続きまして、町長報告であります。

これにつきましても、すでにタブレット端末に掲載をしておりますので、朗読は省略致します。

日程第4. 平成31年度施政方針について、であります。

町長の発言を求めます。丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

本日、ここに平成31年第1回多度津町議会定例会の開会にあたり、新しい年度に臨む所信の一端を述べますとともに、諸施策並びに平成31年度予算の概要についてご説明をし、議員各位をはじめ町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、議員各位におかれましては、2月3日に執行されました町議会議員選挙におきまして見事当選されましたこと、改めて心よりお喜びを申し上げます。皆様の培われてきた経験と叡智を結集していただき、ともに多度津町の元気で明るい未来を構築してまいりたいと願うものであります。

さて、私ごとにつきましても、1月29日に告示されました町長選挙におきまして、図らずも無投票により当選させていただき、引き続き4年間、町長の職責を担わせていただくことになりました。

改めて、その職責の重さを痛感するとともに、これまでに積み上げてまいりました知識

と経験を礎として、今後の多度津町の発展と住民福祉の向上のため全身全霊を傾けて取り組むことが、私に課せられた使命であると決意を新たにしているところであります。私は、平成 23 年の町長就任以来、2 期 8 年にわたり「みんなで多度津町を元気にする、そして生き生きと明るく元気に暮らせるまちづくりを目指す」ということを基本姿勢として、公約に掲げた施策や事業に着手してまいりました。

この間、議員各位、町民の皆様にご理解やご協力をいただき、教育環境の整備や防災関連事業、にぎわいづくりや企業誘致などの町の活性化に一定の成果が出てきておりますが、まだまだ道半ばでございます。

今年は、平成から新たな時代への幕開けの年となりますが、私たちは今、少子高齢化を伴う人口減少社会を迎え、多くの難しい課題に直面しています。こうした課題が山積する中、私は、今まで以上に、議員各位、町民の皆様や多くの方々のご意見をお伺いし、連携・協働を深めるとともに、創意工夫しながら、魅力と活力に溢れ、誰もが住んでよかったですと思える、安心して暮らせるまちづくりに向けて邁進する所存です。

以上、私の 3 期目に当たっての所信の一端を述べさせていただきました。

今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、平成 31 年度の我が国経済は、経済政策の効果も相まって、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が更に進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれております。

地方財政計画では、地方税は前年度比 1.9% 増の 40 兆 1,633 億円、地方交付税は前年度比 1.1% 増の 16 兆 1,809 億円、臨時財政対策債は前年度比 18.3% 減の 3 兆 2,568 億円が見込まれております。

このような背景のもと、本町の平成 31 年度の予算編成に当たっては、限られた財源の中で選択と集中を基本として、第 6 次多度津町総合計画をはじめとする各種計画に掲げる施策や事業を展開するための予算、及び町民生活に必要な行政サービスの経費について、重点的に予算化したところであります。

平成 31 年度の一般会計予算総額は 95 億 3 千 4 百万円とし、前年度比較で、9.6% の増額としております。また、特別会計全体では、前年度比 1.7% 増の約 64 億 7 千 2 百万円、全会計合計では、前年度比 6.3% 増の 160 億 6 百万円となっております。

次に、重点施策について申し上げます。

重点施策の 1 点目といたしましては、「移住・定住の促進」であります。

多度津町では、平成 27 年度に「たどつの輝き創生 総合戦略」を策定し、「たどつに來てもらおう」「たどつの未来に向けて取り組む」「たどつで安心してくらす」「たどつを強くする」「総合戦略を推進する」という 5 つの基本目標を掲げて、各種の人口減少対策を推進しているところであります。

移住・定住の促進を目指した施策のひとつであります「多度津町タウンプロモーション事業」においては、官民協働組織「まねきねこ課」が中心となって進めている「たどり

つく多度津」をコンセプトとした多度津の「魅力づくり」と「情報発信」を今後も支援するなど、多度津町の認知度向上及び受け入れ体制の整備に引き続き取り組むとともに、他の施策との組み合わせによるプロモーション効果の拡充を図ってまいります。

なお「たどつの輝き創生 総合戦略」は、平成 31 年度が、計画の最終年度となることから、現行の総合戦略の総点検を行うとともに、更なる人口減少対策の推進に向けた「第 2 次総合戦略」の策定に取り組んでまいります。

2 点目は、「子育て支援の充実」であります。

今年度より開所した子育て世代包括支援センターでは、子育て世帯の不安やニーズに対する出産前からの切れ目のない相談支援を行っているところであります。また、放課後児童クラブについては、小学校高学年の受入れが未実施であった四箇及び豊原校区においても新たに開設し、すべての小学校区において全学年の受入れを開始いたします。今後とも子育てにやさしいまちづくりを推進してまいります。

3 点目は、「高齢者福祉の向上」であります。

高齢化の進行に伴い、要介護者や認知症高齢者の増加、高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯等の増加などを背景に多くの課題が発生しており、介護予防の推進や高齢者の在宅生活の支援、地域における支え合いの体制づくり、介護サービスの充実など、多様な対策が求められています。そこで、高齢者の自立支援・重度化防止に向けて、外出の機会を増やして自らが介護予防に取り組んでいただけるよう「高齢者福祉タクシー事業」の拡充を図ります。また、地域における支え合いの体制を構築していくため、生活支援コーディネーターを中心に「たどつ支え合い笑顔の会」が、各地区に出向いて行き支援してまいります。

4 点目は、「多度津駅周辺開発整備」であります。

J R 多度津駅周辺の活性化対策として東西をつなぐ跨線橋のバリアフリー化、駅前広場及び周辺道路の整備等、多度津駅の利便性向上を順次図ってまいります。また、立地適正化計画を実現するため、駅周辺地域が将来にわたって多度津町の中心的な拠点となるよう、にぎわいを生む施設の可能性を検討するとともに、子どもから大人まで幅広い世代にわたって集える地域を目指してまいりたいと考えております。

5 点目は、「新庁舎の整備」についてであります。

現庁舎及び福祉センターは、老朽化が進むとともに大地震発生時の津波浸水想定区域に立地していることから、町民の皆様の利便性や行政事務効率の向上、災害対策機能の確保の観点から駅東側の町有地に新庁舎を整備するため、平成 29 年 11 月に新庁舎整備基本構想、平成 30 年 8 月に新庁舎整備基本計画を策定したところであります。

また、それらを踏まえてプロポーザル方式により設計業者を選定し、今年 2 月から基本設計・実施設計に着手し、早期の設計業務完了と建設工事の発注をし、2021 年 3 月までの完成を目標に、よりよい庁舎となるよう整備を進めてまいります。

続きまして主要施策について、第 6 次多度津町総合計画の政策体系に沿ってご説明申し

上げます。

基本政策の1点目は、「生活者視点の暮らしやすいまちづくり」であります。

まず、健やかに暮らせる環境づくりであります。 「第2次多度津町健康増進計画・第2次食育推進計画」に基づき、町民、地域、関係団体等の健康づくりの気運を醸成するとともに町民一人ひとりが生涯にわたり健康で豊かな生活が送れるよう、「健康寿命の延伸」、「健康格差の縮小」を目指し、健康増進と食育の推進に取り組んでまいります。がん検診受診率向上対策として引き続き節目年齢の方の自己負担金の無料化を実施するとともに、脳血管疾患、認知症の早期発見、早期治療や早期対応を目的とした脳ドック及び人間ドックを実施いたします。

今年度、胃がん施設検診の胃内視鏡検査及び女性の乳がん検診の超音波検査の対象年齢の拡充により受診者が増加したことから、今後も、町民のニーズに応じ受診環境や体制を整えながら、特に若年層の受診率の向上に努め、受診の習慣化により早期発見、早期治療を推進し、がんの重症化を防ぎ、死亡率の減少に努めてまいります。

また、糖尿病及び慢性腎臓病重症化予防対策として、専門職による指導や生活習慣の改善により、重症化を予防するとともに医療費削減に努めてまいります。

子育て支援につきましては、子育て世代包括支援センターの専任保健師や助産師、保育士等が母子保健や育児に関する相談にワンストップで対応することにより、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を継続し、安心して安全な出産・育児環境づくりに努めてまいります。

福祉医療につきましては、子育て世帯やひとり親世帯、障害者等に対する医療費助成の現物給付化により利用者の利便性が向上したところであり、今後も経済的支援が一層効果的なものとなるように事業を継続してまいります。

離島医療の拠点である国民健康保険直営診療所の維持運営につきましては、医師・看護師の確保と、診療所設備・医療機器の修繕・更新を行いながら、住民の健康維持に努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、今年度から広域化により県が財政運営を行うこととなりましたが、被保険者の減少・高齢化が進む中で必要な税収を確保できるよう、税率の見直し等を行いながら、県と連携して健全な運営に努めてまいります。

保健事業につきましては、県が実施する「マイチャレかがわ」に協賛し、住民の健康意識醸成に努めるとともに、引き続き特定健診受診率向上に努め、病気の早期発見・早期治療に取り組んでまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、被保険者や医療費の増加により、厳しい財政運営が続いていますが、香川県後期高齢者医療広域連合や県、他市町と緊密な連携を図り、本制度の安定的な運営に努めてまいります。

国民年金につきましては、制度が複雑化する中で日本年金機構と連携し、住民に対する広報・啓発の推進や、年金相談の充実を図ることで加入促進・無年金者の解消に努めて

まいります。

次に、生涯学習社会の形成であります。生涯学習の推進につきましては、引き続き、公民館においては、住民のニーズを把握し公民館講座の充実及び支援を行い、図書館においては、ボランティアによる読み聞かせを実施するなど誰もが安心して快適に学習ができるよう環境の改善に努めます。また、「生涯学習推進計画」「子ども読書活動推進計画」の見直しについても今後も協議・検討を続けてまいります。

スポーツの振興につきましては、引き続き、各種ウォーキングイベント、チャレンジデー、体育館やさくらプールで開催している各種教室等を通じてスポーツに参加する機会の創出及び健康の維持や増進のきっかけづくりに努めます。

また、地域密着型プロスポーツチームとの交流事業や東京 2020 オリンピック・パラリンピックへの取り組みを通じて、子どもたちがトップアスリートを夢みて競技や練習に取り組むことのできるスポーツ環境の整備を進めてまいります。

次に、子育てをしやすい環境づくりであります。「多度津町子ども・子育て支援事業計画」の最終年度となっていることから、計画の実行とともにきめ細やかなニーズの把握等に努め、子どもの健やかな成長や家庭（保護者）の楽しい子育ての応援、子育てや子育ての喜びを共有できる地域づくりに向けて計画の見直しに取り組んでまいります。

また、今年 10 月実施予定の幼児教育無償化について、その動向を注視し、適切に対応していくとともに、待機児童問題については、保育を必要とするすべての子どもが保育サービスを受けることができるよう、引き続き保育所と連携・協力のもと、保育士確保をはじめ、保育環境整備を図ってまいります。

さらに、小学生のいる世帯への就労支援については、四箇校区と豊原校区においても新たな放課後児童クラブを開設し、町内全ての小学校高学年の利用を開始いたします。今後とも、各児童館や放課後児童クラブにおいて安全性に配慮しつつ児童の健全な育成を図るとともに、保護者が安心して就労できる環境づくりに努めてまいります。

また、保護者のニーズに対応した子育て支援の環境整備のため、今年度より保護者の疾病等により児童の養育が一時的に困難になった場合に児童を児童養護施設等で短期間養育する「子育て短期支援事業」を開始しており、「病児・病後児保育事業」とあわせて広報周知に努め、利用促進を図ってまいります。

次に、誰もがいきいきと暮らせる環境づくりであります。今年度に策定した地域福祉計画に基づき、生きがいや交流活動、仕事等に持てる力を十分発揮できるような環境づくりに向け、社会福祉協議会・民生委員・老人クラブ等と協力連携を図り、地域福祉の向上に取り組み、年齢や障害の有無にかかわらず、安心して暮らせる共生社会の実現をめざしてまいります。

障害者福祉の充実につきましては、昨年 3 月に策定した第 4 次障害者基本計画・第 5 次障害福祉計画・第 1 次障害児福祉計画に基づき、「一人ひとりの生き方を大切に、すべての町民とともに生きる多度津」を目指し、地域住民と行政との協働・連携・共生によ



る福祉社会の実現に向けた取り組みを推進してまいります。

次に高齢者福祉の充実につきましては、本町の高齢化率は31%を超え、認知症の方が年々増加していることから、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることを可能にするため、認知症対応型共同生活介護施設及び看護小規模多機能型居宅介護施設をそれぞれ開設し、地域密着型サービスの充実を図ってまいります。

次に、環境に配慮した循環型社会の形成であります。現在「多度津町環境基本計画」の見直しを行っているところであり、新たな計画に基づき、みんなで地域の環境を良くするまちづくりに向けて住民、事業者、各種団体、本町が連携・協力して取り組んでまいります。

野良犬や野良猫の対策につきましては、犬や猫の不必要な繁殖防止のため、不妊・去勢手術費用助成を継続してまいります。また、野良猫の繁殖が地域の問題となっていることから、野良猫を地域住民の認知と合意の上、地域で共同管理する地域猫活動を行う団体に対して助成を行い、人と動物との調和のとれた共生社会を目指してまいります。

墓地・火葬場の整備検討につきましては、「町営墓地」は清掃委託により、また「地域墓地」は地域墓地管理団体への運営補助により、「町営・地域」両墓地の適正な維持管理に努めてまいります。なお、火葬場についても長期修繕計画に基づき定期的な主要設備・機器等の点検を継続していくことにより、施設全体の適正な維持管理に努めてまいります。

基本政策の2点目は、「安心・安全で美しいまちづくり」であります。

水を大切にすまちづくりににつきましては、水道事業は広域化により今年度から県と8市8町で構成する香川県広域水道企業団に引き継がれておりますが、構成団体として、今後も将来にわたって安全で安心な水道水が安定的に供給されるよう、企業団と連携・協力してまいります。

次に、自然と調和した生活環境づくりであります。公園及び緑地や水辺につきましては、秩序ある市街地の形成や地域コミュニケーションの場として重要な役割を担えるよう、住民ボランティアのご協力を得ながら適正な維持管理に努めるとともに、災害時の避難場所などの防災面も視野に入れた整備も検討してまいります。

下水道につきましては、供用開始区域内の接続率の向上を図るため、下水道未接続家庭への個別訪問の実施や広報やホームページ等を活用し啓発活動を行ってまいります。また、既存施設を適切に維持管理していくため、ストックマネジメント計画の策定に着手し、計画的に施設の延命化や更新工事を進めてまいります。また、下水道事業の経営の安定化と透明性の確保のため、適正な使用料や地方公営企業法の適用についても検討を行ってまいります。

雨水処理につきましては、近年の異常な降雨による被害軽減のため、現況水路の調査を行い、流出解析モデルを用いた雨水計画の見直しを検討するとともに、雨水幹線の整備

を計画的に進め、また、ポンプ施設については計画的に更新工事を進め、雨水の排除能力の維持向上に努めてまいります。

下水道区域外の地域については、生活排水による水質汚濁を防止し、水環境の保全を図るため、引き続き合併処理浄化槽の普及促進について、補助制度の充実や広報等による周知に努め、単独浄化槽や汲み取り便所から合併浄化槽への早期転換を推進してまいります。

地球温暖化対策につきましては、今年度策定した「第4次多度津町地球温暖化対策実行計画」に基づき本町施設における温室効果ガスの排出削減に取り組んでまいります。また、本町は環境省が推進するクールチョイス（地球温暖化対策に資する「賢い選択」）に賛同しており、低炭素型社会の実現に向け町民や事業者への情報発信を積極的に行うと共に、住宅用太陽光発電システムの設置補助制度の継続や緑のカーテン事業の促進に努め、地域における地球温暖化対策を図ってまいります。

次に、安心して暮らせる環境の整備であります。消防体制の強化につきましては、消防車両や資機材の計画的な更新整備と水利計画に基づく消火栓や防火水槽など消防水利の整備を図りながら消防力の充実強化に取り組むとともに、消防職員・団員には火災防衛訓練や救助訓練等の各種訓練を計画的に実施して、消防技術等のさらなる資質向上に努めてまいります。併せて、火災による死傷者を減らすため、消防団・女性防火クラブと協力して「住宅用火災警報器」の普及促進の啓発活動を継続し、自治会をはじめとする各種団体に対しましては、初期消火・通報・避難等の訓練指導や防火研修等の講習会を通じて住民の防火意識の高揚を図ってまいります。

一方、救急業務につきましては、救命率を向上させるため薬剤投与や気管挿管が可能な認定救命士を計画的に育成し、また救命士資格取得後も継続して再教育を行うなど関係機関と連携して救命士の資質の向上と救急業務の高度化を推進してまいります。また、定期的に救命講習会や応急救護指導等を実施して、広く住民に応急手当の普及啓発を図るとともに、増加傾向が続く救急出動につきましても、安易な救急車の利用を減らすために町のホームページや広報誌等で住民に「救急車の適正利用」の周知啓発を継続して行い、住民に理解と協力が得られるように努めてまいります。

平成26年4月から共同運用を開始しております丸亀市・善通寺市・多度津町の「消防通信指令業務」につきましては、今後も継続し、近隣消防本部との緊密な連携・協力による応援体制の強化を推進して、大規模災害等の発生時にも対応できる消防力の強化を図り、被害の軽減に努めてまいります。

次に防災体制の整備であります。近年の異常気象による大型台風の発生や突然の集中豪雨等の大雨による土砂災害・浸水等の水害、地震など複雑多様化した自然災害の発生や、今後発生が危惧される南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、来年度から各小学校区で『小学校への避難訓練』『各コーナーでの体験型訓練』を取り入れた防災訓練を実施し、地域防災力の向上を推進します。

また、防災講演会などによる啓発を通して自主防災組織の育成と拡充を図り、企業や各種団体と災害時の応援協定を締結するなど官民が一体となって総合的な地域防災力を強化した「災害に強いまち」を目指してまいります。

さらに、災害発生時には、防災行政無線やエリアメールなどを効果的・有効的に活用し、町民への避難勧告等の情報伝達に取り組んでまいりますとともに、大地震発生時に多数の避難者を受け入れることとなる避難所に、順次計画的な備蓄品の整備を推進してまいります。

水防対策についてですが、桜川について、平成 29 年の台風 18 号に伴う浸水被害をうけ、県に護岸の嵩上げを要望し、今年の台風時期までに実施されたところですが、引き続き河川改修の早期完成を要望するとともに町においても、西水戸遊水池や茂八遊水池の浚渫、排水ポンプの増強などを行っているところであり、今後とも、県と協議しながら、桜川排水機場の排水能力の増強も含め、内水排除対策の検討を行ってまいります。

交通安全対策につきましては、高齢者運転免許証自主返納支援事業を引き続き推進し、近年増加している高齢者が犠牲者となる事故の抑止を図るとともに、関係機関や団体等と密接な連携による啓発を行い、町民全体の交通安全意識の高揚及び交通マナーの向上を図ってまいります。

次に、快適な都市空間の形成であります。多くの地方都市で問題が顕在化している市街地の拡散や低密度化の進行に歯止めをかけるため、都市機能の近接化を図り、歩いて暮らせる集約型町づくりの実現に向け、JR 多度津駅周辺を中心に町の拠点となるエリアを定めて、居住及び都市機能の集約化を図る立地適正化計画に基づき、持続可能な集約型都市への再構築を図ってまいります。また、都市計画マスタープランの見直しを行ってまいります。

道路・交通ネットワークの整備といたしまして、引き続き、さぬき浜街道や県道多度津丸亀線の早期完成へ向けた働きかけを行ってまいります。また、町道整備につきましては、舗装路面性状調査の結果に基づく整備路線計画を策定し、計画的に進めてまいります。さらに、都市計画道路の一般県道部分の整備促進や、多度津町都市計画道路についても防災上の観点から広域道路整備として県に要望してまいります。

空き家対策を含む居住環境の整備につきましては、人口減少や高齢化の進行等により管理不十分な空き家が増加していることから、空き家の現状調査の結果を踏まえ策定した「空き家等対策計画」に基づき、総合的かつ計画的に対策を実施してまいります。また、多度津町老朽危険空き家除却補助事業についても、危険空き家対策として引き続き事業を継続してまいります。

町営住宅の整備充実につきましては、「多度津町町営住宅長寿命化計画」で策定した維持管理計画に基づき、町営住宅の長寿命化を図るとともに、人口減少や少子高齢化を踏まえた必要戸数について、適正な維持管理及び計画的な建替事業を推進してまいります。離島振興につきましては、多度津～佐柳航路における「新なぎさ 2」の運航について、

安全・安心な航路の確保維持に取り組むとともに、引き続き、島しょ部航路運賃助成事業や離島救急患者搬送費補助事業を継続するなどより一層の離島振興の促進に取り組んでまいります。

基本政策の3点目は、「活気にあふれた魅力的なまちづくり」であります。

産業の振興・経済の活性化であります。まず農業につきましては、昨年産の主食米から国の生産数量目標がなくなり、香川県農業再生協議会で全国の需給見通しや県産米の販売戦略などを踏まえて決定される「生産の目安」に基づく生産となりました。また、昨年12月にはTPP11が発効となり、輸入農産物の価格低下が懸念されています。こうした情勢の変化や担い手の高齢化、耕作放棄地の増加といった農業・農村をめぐる諸問題に対応し持続的に発展させていくために関係団体と連携して様々な施策に取り組んでまいります。

農業生産基盤の整備につきましては、農業振興地域整備計画に基づき土地改良区単県事業や農振農用地外の施設整備に係る町単独の補助制度に基づく事業を推進するなど、引き続き、農道や水路等の施設改修を進めるとともに、農業生産の確保を念頭に農用地区域内の優良農地保全の促進に努めてまいります。また、農業委員会については、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努め、更なる農地利用の最適化を図ってまいります。

次に、有害鳥獣による被害防止につきましては、防護柵等の購入費に対する補助を継続して行うとともに、「多度津町鳥獣被害対策実施隊」を中心に鳥獣被害の調査や捕獲駆除に努め、効果的な被害防止技術の普及に取り組んでまいります。

農業を支える担い手の育成・確保につきましては、施設整備や機械導入等に係る補助制度の利活用など、引き続き農業法人、認定農業者や新規就農者への支援を実施するとともに、法人化の促進や就農相談の強化を図ってまいります。また、香川県農地機構との連携を強化し、貸し手・借り手に係る情報収集やマッチングを積極的に行い、農地の集積・集約化に取り組んでまいります。また、農業農村の持つ多面的機能が継続的に保たれるよう多面的機能支払制度をはじめとする日本型直接支払制度の定着も引き続き図ってまいります。

オリーブにつきましては、オリーブ生産拡大事業を活用し、栽培面積の拡大を図るとともに、オリーブをはじめとするブランド農産物の6次産業化を促進するため、加工設備への補助をはじめ商品開発や販路開拓などへの支援を行ってまいります。

水産業の振興につきましては、漁獲量の減少や魚価の低迷、漁業者の高齢化、後継者不足等が続いており、依然として厳しい状況にあることから、カワウ食害対策事業やカキ等の養殖事業、マダコ・キジハタ等の稚魚放流事業、海ごみ対策等の漁場環境保全事業への支援・協力、「おさかな学習会」等での魚食の普及啓発事業に取り組んでまいります。加えて、漁場の環境・生態系の維持・回復等、水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援してまいります。また、白方漁港につきましては、機能保全計

画に沿って、効率的な維持・管理に努めるとともに、白方漁港西側の海岸には防災上の観点から、昨年度より引き続き5か年計画で高潮対策工事を行ってまいります。さらに、淡水魚につきましても、養殖や施設改修等、漁業活動の安定化やため池の環境美化活動に対する支援にも努めてまいります。

商工業の振興につきましては、まず、町内企業の経営基盤を強化するため、新工場の設立・先端設備への投資に対する助成措置や、町産農水産物を活用した新商品の開発費用の補助等を通して、町内企業の生産性の向上や製品・サービスの高付加価値化を目指してまいります。

また、企業誘致による地域経済の発展や雇用機会の拡大を図るため、町外企業に対する各助成制度の周知や、企業立地に適した土地情報の収集を行うなどの取組みを積極的に行ってまいります。

さらには、本町での創業を促進するため、引き続き、多度津商工会議所や地元金融機関と連携しながら、個別相談やセミナーの開催による創業希望者の支援や掘り起こしを行うとともに、多度津町創業支援補助金制度により、起業率の向上による町産業の活性化を目指してまいります。

雇用・勤労者対策の充実につきましては、定住自立圏域で実施するインターンシップ事業への町内企業の積極的な参加を呼びかけるほか、ハローワークによる出張職業相談会を引き続き実施するとともに、近隣の大学・高等学校へ企業紹介パンフレットを用いた町内企業の魅力発信を行います。

また、「中讃勤労者福祉サービスセンター」と連携し、中小事業者の福利厚生制度の充実を図ってまいります。

次に、魅力あふれる観光の振興であります。今年は「瀬戸内国際芸術祭 2019」が開催され、秋会期の9月28日から11月4日までの38日間、高見島を舞台に多くのアート作品が公開されます。開催にあたり、県実行委員会をはじめ、関係団体と緊密な連携を図り、前回以上の賑わいが創出できるよう準備を進めるとともに作品制作に携わる京都精華大学の作家と、地元島民や地元ボランティア団体との連携強化をはかり、本番に向けた環境整備を進めてまいります。会場となる高見島以外でも、佐柳島、西浜・本通地区、金剛禅総本山少林寺といった、歴史、景観、体験をキーワードとした複合的な要素を用い、各団体の連携を強化するとともに高校生や大学生などの若い力、町内事業者の力を繋げ、魅力ある観光地としての賑わいを創出してまいります。

また、町観光協会のホームページによるイベントなどの情報発信について、閲覧者がより興味を持ち、本町への誘客効果が現れるよう運用してまいります。さらに、定住自立圏域の2市3町やさぬき瀬戸大橋広域観光協議会におけるパンフレット作成やキャンペーン活動、高松空港内の「空の駅かがわ」における本町の特産品等の紹介等、広域的な取組みを積極的に進めてまいります。

次に、豊かな心を育てる教育の充実であります。まず、「今後の本町の幼稚園・学校

教育のあり方」については、教育課題検討委員会より教育委員会に行われた提言を踏まえ、今年度、幼稚園・小学校の適正配置・適正規模についての基本方針を決定しました。この基本方針に基づき、先行的に実施する幼稚園の基本計画の作成に向けて検討を行ってまいります。

また、教育環境改善につきましては、園児・児童・生徒が安心して学べる環境づくりを目指して、必要な施設整備を進めるとともに、教職員にとっても働きやすい環境の整備を進めてまいります。

一方、幼稚園及び小・中学校において、一層きめ細やかな学習支援及び教育的支援等を行うために「学力向上支援員」「特別支援教育支援員」「学校図書館司書」「幼稚園看護師」等を継続配置するとともに、心の問題への対応として、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーについても継続配置し、学校における相談機能の充実に努めます。併せて、悩みを抱え不登校となっている児童・生徒に対しては、教育支援センターでの活動を通して自立を促し、学校に復帰できるよう指導・支援してまいります。

また、善通寺市・琴平町と共同で進めております学校給食センター整備事業につきましては、本年8月の供用開始に向け、食の安全管理、衛生管理はもとより、地産地消や食育に留意した安全でおいしい給食の提供に向けて、1市2町及び事業者と十分な協議を重ねて事業を進めてまいります。

さらには、ふるさと学習の充実につきましては、「のびゆく多度津町」「知ることからはじまる多度津人物ものがたり」等の副読本の改訂を行い、郷土愛を育む教育の推進に努めてまいります。

青少年の健全育成につきましては、少年育成センターを中核に補導員と連携し、定期的な補導活動を行い、青少年の非行の低年齢化・広域化・深夜化に対応する早期発見や健全な社会環境づくりの推進に努めてまいります。

また、小学校の児童と地域の方々・高齢者の方々との異世代・異年齢間での共同生活・交流活動である「わんぱく寺子屋」を引き続き実施し、心身ともにたくましく、ふるさとと人を愛する子どもを育てるとともに、毎年1月に開催している「成人式」につきましても、新成人によるプロジェクトチームを組織するなど新成人としての自覚を高める式典となるよう工夫してまいります。

さらには、放課後の子ども居場所づくりとして、各小学校区で実施しております「放課後子供教室」につきましては、今後も魅力ある体験活動を実施するとともに教室開催日数等の事業拡充を図ってまいります。

次に、地域に根ざした文化芸術の創造と振興であります。文化・芸術の拠点である町民会館「サクラートたどつ」において様々な文化・芸術鑑賞の機会を積極的に提供するとともに公民館では、地域の方々の学習活動の発表の場としての文化祭を開催して文化の向上に努めてまいります。資料館におきましては、歴史と伝統の魅力あふれる多度津の紹介ができるよう、テーマの設定と企画展の開催を目指してまいります。また、合田

邸をはじめとする本町に残る歴史的な町並みについては、昨年度から住民の皆様のご協力をいただき、関係団体や協力団体と連携しながら、その歴史的な価値などについての調査を実施しました。今後は、この調査によって得られた成果を活用し、住民の皆様方のご意見をお伺いしながら、伝統的町並みや古民家等の保存と活用の方策についての検討を進めるとともに、重要伝統的建造物群保存地区選定に向けての協議・調整を続けてまいります。

次に、多様な交流の促進であります。移住・交流の促進といたしまして空き家バンク登録物件の改修費補助や移住者に対する賃貸物件の家賃補助等により、多度津町への定住の促進に取り組んでまいります。

その他、空き家等を活用した地域創生事業補助により、町内に所在する空き家・空き店舗の改修及びイベント等への補助を行い、移住定住の促進及び地域内外における交流人口の拡大を図り、地域活性化に努めてまいります。

また、昨年度より活動を開始している3名の地域おこし協力隊隊員については、ホームページ及びFacebook等のSNSを通じた多度津町の魅力の発信やパンフレット等のデザイン、また、多度津町を知ってもらうためのイベント企画等、町のPRや地域協力活動を行っており、来年度においては継続した活動やイベントの実施及び新規事業の企画提案など更なる地域の活性化の推進を図ってまいります。

現在、多度津町タウンプロモーション事業の中で「まねきねこ課」並びに実行委員会を中心に実施されている「たどつ桜たんプロジェクト」などの取り組みについても「交流人口の増加」につながるものとして継続的に支援してまいります。

児童生徒の地域間交流体験活動につきましては、子ども会活動において、富山県南砺市福野地区児童クラブをお迎えしての交流会を実施し、異なる文化や学校生活を離れた様々な地域や人との交流を図ってまいります。

また、小・中学生の学校現場での国際交流につきましては、引き続き、外国語指導助手・日本人英語指導員の協力を得ながら、外国語に親しむ環境づくりの促進を図るとともに、小学校現場の外国語活動においては、昨年度と同様に授業時間を確保するなどし、中学校の英語科教員も加わりながら、外国語活動の拡充と教科化に向けて先行実施してまいります。

次に、コミュニティを軸とした協働のまちづくりであります。協働のまちづくりの推進につきましては、町政報告会や対話集会、町政モニター会などあらゆる機会を通じて、多くの住民の皆様のご意見をお聞きするとともに、地元の各種団体と協力しながら町の活性化に取り組んでまいります。

コミュニティの育成につきましては、助成金等を活用しながら、自治会活動の支援及び活性化を続けてまいります。また、現在、各課で行っている地元コミュニティへの助成等について再点検し、より効果的かつ公平な助成制度の確立に向けて検討を行ってまいります。

次に、多様性を認め、人権を尊重する社会の確立であります。憲法第 14 条において「すべて国民は法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とされております。

本町においても、平成 28 年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」をはじめとする法令や「第 3 次多度津町人権尊重に関する総合計画」「多度津町人権教育・啓発に関する基本指針」に基づき、差別の解消に取り組んでまいります。

男女共同参画の推進につきましては、「男女共同参画社会基本法」をはじめとする各法令や「第 2 次たどつ男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会形成のための施策を推進してまいります。

今年度においては、定住自立圏において女性活躍推進講演会を開催しました。来年度は当該活動に加え、町単独でイベントを実施することでワーク・ライフ・バランスや女性が活躍できる環境づくりに取り組んでまいります。

昨年 6 月から「行政改革プロジェクトグループ会議」及び「行政事務改善委員会」を併せて 5 回に亘り開催し、次期行政改革大綱及び同実施計画について検討を重ね、行政改革推進本部へ案を提出し、新たな「多度津町行政改革大綱」を策定いたしました。

今後は、本大綱に基づく実施計画を毎年度検証し、必要な見直しを行いながら、更なる行政改革の取り組みを推進してまいります。

また、昨年 4 月に実施した課の新設や再編、各部門の事務移管などの組織改正について、行財政課題や町民ニーズがよりの確に対応できているか、町政の重点施策が積極的・効率的に推進できているかなどについて検証し、見直し等の検討を重ねながら、更なる住民サービスの向上を図ってまいります。

健全な財政運営の確立につきましては、平成 29 年度決算における実質公債費比率は前年度から 0.4 ポイント上昇して 9.1%となりました。将来負担比率は緊急避難路建設事業等の大型事業の影響で前年度から 22.6 ポイント上昇して 138.8%となりました。一般会計起債残高は来年度末では 130 億円を超えることが予想され、今後、税収の増加も見込みにくいことから細心の注意を払いながら、施策や事業の「選択と集中」により、財源の効果的・効率的な配分を行い、より健全な財政運営に努めてまいります。

また、ふるさと納税推進事業につきましては、制度の趣旨に沿いながらも健全な財政基盤の確保に寄与するよう、より一層の推進を図ってまいります。

広域行政の推進につきましては、個人番号制度が本格運用され、中讃広域行政事務組合において、マイナンバーカードを使った住民サービスに対応するための整備を行っており、来年度より戸籍、住民票、印鑑証明書のコンビニ交付サービスを開始することとなっております。今後とも住民サービスの向上に向けた情報処理の連携を図ってまいります。



定住自立圏域内の連携をさらに深めながら、社会情勢の変化や多様化している広域ニーズに対応できるよう、第2次瀬戸内中讃定住自立圏共生ビジョンに基づき、連携して事業の推進を図ってまいります。

以上、私の平成31年度の町政に臨む所信を申し上げます。

少子高齢化による人口減少や公共施設の老朽化など、引き続き、粘り強く取り組むべき課題を抱えながらの厳しい町政運営が必要とされております。多度津町の将来像「ひと・暮らし・歴史が共生するまち たどつ」を目指し、多度津町の特色を生かしつつ、町民の皆様の幸せの向上のために私をはじめ全職員が職務に取り組んでまいります。

議員各位並びに町民の皆様におかれましては、なお一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

どうかよろしくお願いを致します。

議長（村井 勉）

これをもって、平成31年度施政方針についてを終わります。

ここで、暫時休憩に入ります。

再開は、10時25分に再開したいと思います。よろしくお願い致します。

休憩 10時09分

再開 10時25分

議長（村井 勉）

それでは休憩前に引き続き、会議を再開致します。

日程第5．議案第1号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第2号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいですか。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長公室長、山内君。

町長公室長（山内 剛）

おはようございます。

それでは、議案第1号から議案第2号までの2議案につきましては、一括して提案説明を申し上げます。

本改正は、本年度の人事院勧告に基づく長時間労働是正のための人事院規則及び国家公務員の給与改正法案が公布されたことに伴い、本町におきましても他の地方公共団体の改定措置等を考慮し、関係条例につきまして所要の改正を行おうとするものであります。

改正の主な内容につきましては、議案第1号では長時間労働の是正のため、民間労働法

制においては、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布されました。また、国家公務員においても超過勤務命令を行うことのできる上限設定等について人事院規則に定められことに伴い、超過勤務命令の上限等を規則で定めようとするものです。

議案第2号では、今回の人事院勧告に基づく国の改正に準じて官民格差等に基づく給与水準の改定のため、宿日直手当について、1回につき200円増額して4,400円とすることとし、これらの改正措置を平成30年4月1日に遡及して適用するものであります。

それでは、議案第1号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきまして提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。

第8条に第3項を追加して、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は規則で定めることとし、規則において超過勤務命令の上限等を定めようとするものです。

附則と致しまして、この条例は、平成31年4月1日から施行するものとしています。

続きまして、議案第2号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

1 ページ中段をご覧ください。宿日直手当の改正でございます。

別表第2の改正は日直手当、宿直手当の手当額について、それぞれ200円増額して4,400円とするものでございます。

附則第1項において施行期日と適用日、第2項で改正前の条例に基づき支給された宿日直手当は、改正後の規定による宿日直手当の内払いとみなすこと。

第3項では適用者の在職基準日。第4項ではこの条例の施行に関し必要事項は規則で定めることとしています。

以上、簡単ではございますが、議案第1号、議案第2号の提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6. 議案第3号、多度津町税条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長、泉君。

税務課長（泉 知典）

それでは、議案第3号、多度津町税条例の一部改正について提案説明をさせていただきます。

よろしくお願い致します。

このたびの改正は、消費税率が 10%へ引き上げられる際に創設される自動車税及び軽自動車税の環境性能割について、県と同一の対象車両を非課税とすることができるように所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

1 ページをご覧ください。

附則第 15 条の 2 の 2 は、「軽自動車税の環境性能割の非課税の特例」に関する規定で、軽自動車税の環境性能割について、県と同一の対象車両を非課税とするものでございます。

附則第 15 条の 3 及び 2 ページの附則第 15 条の 4 は、所要の整備を行う字句の改正でございます。

最後に、本改正条例の附則と致しまして、施行期日を定めるものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、

議案第 3 号、多度津町税条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 7. 議案第 4 号、多度津町火災予防条例の一部改正について、を議題と致します。

タブレットの準備はよろしいですか。

提案者の提案理由の説明を求めます。消防長、阿河君。

消防長（阿河 弘次）

おはようございます。

議案第 4 号、多度津町火災予防条例の一部改正について、提案説明を申し上げます。

今回の改正は、重大な違反のある防火対象物に対して消防法令の規定により消防機関が命令を行った場合には、違反对象物への命令内容の公示が義務付けられていますが、それに至るまでには、相当の時間を要しますことから、この間、建物の危険性に関する情報が利用者等に提供されません。

このことから、重大な消防法令違反のある防火対象物について、当該法令違反の内容を公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害への軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置推進に資することを目的に本条例の所要の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げますので、タブレットの 1 ページをお開き下さい。

アンダーラインを引いている箇所が、今回改正しようとする部分でございます。タブレット 1 ページの中段部分をご覧ください。

目次と致しまして、「第5章の2」の次に「第5章の3」として新たに「防火対象物の消防用設備等の状況の公表（第42条の4）」の項目を追加しようとするものでございます。

続きまして、タブレット1ページの下段部分をご覧ください。

「第5章の3 防火対象物の消防用設備等の状況の公表」と致しまして、第42条の4の「1条」を追加しようとするもので、「第42条の4」では、「防火対象物の消防用設備等の状況の公表」として第1項では、「公表について」。続きまして、タブレット2ページをご覧ください。

第2項で「関係者への通知」、第3項では「公表の手続き」に関する規定を整備しようとするものでございます。

なお、附則と致しまして施行日は、平成32年4月1日を予定しております。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第8．議案第5号、平成30年度 多度津町一般会計 補正予算（第5号）を議題と致します。

タブレットの準備はよろしいですか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、岡部君。

総務課長（岡部 登）

おはようございます。

議案第5号、平成30年度多度津町一般会計補正予算（第5号）につきまして提案説明を申し上げます。

タブレット1ページをお開き下さい。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額91億6,190万円から歳入歳出それぞれ2億690万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、89億5,500万円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費で、地方自治法第213条1項の規定により、翌年度に繰越して使用する経費を定めるものでございます。

6ページをお開き下さい。

第2表 繰越明許費に記載してありますように、款2．総務費．項1．総務管理費．庁舎建設事業で4,956万6千円、款4．衛生費．項1．保健衛生費．環境基本計画策定事業で313万2千円、款6．農林水産業費．項1．農業費．県営土地改良事業で1,124万8千円、同じく地籍調査事業で1,745万8千円、同じく項3．水産業費．白方漁港高潮対策事業で1,010万円、款7．商工費．項1．商工費．プレミアム付商品券事業で200万円、款8．土木費．項3．河川費．排水路改修事業で680万円、同じく項6．都市計画費．都市計

画基礎調査事業で 25 万円、同じく都市計画マスタープラン修正事業で 450 万円、同じく多度津駅周辺開発整備等検討事業で 540 万円、同じく都市再生整備計画事業で 7,100 万円、款 10. 教育費. 項 2. 小学校費. 多度津小学校舎及び附帯設備改修事業で 7,649 万円、同じく項 4. 幼稚園費. 多度津幼稚園舎及び附帯設備改修事業で 1,383 万 6 千円について、それぞれ翌年度へ繰越を行うものでございます。

1 ページの第 3 条は、地方債の補正です。

タブレット 7 ページをお開き下さい。

第 3 表 地方債の補正に記載してありますように社会福祉施設整備事業を 1,220 万円に、児童福祉施設整備事業を 4,810 万円に、道路整備事業を 1 億 560 万円に、河川整備事業を 8,930 万円に、港湾整備事業を 2,690 万円に、防災対策事業を 0 円に、都市計画事業を 4,050 万円に、教育施設整備事業を 7,310 万円に、保健体育施設整備事業を 1,000 万円に、農業施設整備事業を 1,210 万円に、総務事業を 1,080 万円に、臨時財政対策債を 3 億 8,316 万 1 千円に、災害復旧事業を 170 万円にそれぞれ補正するものでございます。さて、この度の補正予算のうち歳入における増額補正の主なものは、財産収入、地方消費税交付金など、減額補正の主なものは、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、町債などでございます。

歳出における増額補正は、農林水産業費、商工費、教育費、減額補正の主なものは、総務費、民生費、衛生費、土木費、災害復旧費などでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

14 ページをお開き下さい。

款 2. 地方譲与税は 400 万円を減額補正し、5,840 万円に改めるもので、項 2. 自動車重量譲与税. 目 1. 自動車重量譲与税の減額でございます。

16 ページをお開き下さい。

款 4. 地方交付税は、227 万 8 千円を増額補正し、17 億 3,227 万 8 千円に改めるもので、項 1. 地方交付税. 目 1. 地方交付税の増額でございます。

18 ページをお開き下さい。

款 6. 分担金及び負担金は 1,023 万円を減額補正し、1 億 780 万 7 千円に改めるもので、内訳は、項 1. 分担金. 目 1. 農林水産業費分担金 623 万円の減額、項 2. 負担金. 目 2. 民生費負担金 400 万円の減額でございます。

20 ページをお開き下さい。

款 7. 使用料及び手数料は 500 万円を減額補正し、1 億 6,058 万 7 千円に改めるもので、項 2. 手数料. 目 2. 衛生費手数料の減額でございます。

22 ページをお開き下さい。

款 8. 国庫支出金は 2,020 万 6 千円を減額補正し、9 億 1,750 万 2 千円に改めるもので、内訳は、項 1. 国庫負担金. 目 1. 民生費国庫負担金 3,071 万 8 千円の減額、目 3. 農林水産業費国庫負担金 818 万円の増額、目 5. 消防費国庫負担金 197 万 4 千円の増額、項

2. 国庫補助金. 目 1. 総務費国庫補助金 211 万円の減額、目 2. 農林水産業費国庫補助金 760 万円の減額、目 3. 民生費国庫補助金 183 万 3 千円の減額、目 4. 土木費国庫補助金 1,633 万 1 千円の減額、目 6. 教育費国庫補助金 2,677 万 8 千円の増額、目 7. 衛生費国庫補助金 49 万 6 千円の減額、目 8. 商工費国庫補助金 195 万円の増額でございます。

24 ページをお開き下さい。

款 9. 県支出金は 2,068 万円を減額補正し、6 億 5,518 万 2 千円に改めるもので、内訳は、項 1. 県負担金、目 1. 民生費県負担金 963 万 8 千円の減額、目 3. 農林水産業費県負担金 409 万円の増額、項 2. 県補助金、目 1. 総務費県補助金 309 万 4 千円の減額、目 2. 民生費県補助金 312 万 8 千円の減額、目 4. 農林水産業費県補助金 428 万 9 千円の減額、目 6. 土木費県補助金 368 万 2 千円の減額、目 7. 消防費県補助金 92 万 8 千円の減額、項 3. 県委託金. 目 5. 土木費県委託金 1 万 1 千円の減額でございます。

26 ページをお開き下さい。

款 10. 財産収入は 1 億 664 万 7 千円を増額補正し、1 億 9,138 万 9 千円に改めるもので、内訳は、項 2. 財産売払収入. 目 1. 不動産売払収入 1 億 573 万 1 千円の増額、目 2. 物品売払収入 91 万 6 千円の増額でございます。

28 ページをお開き下さい。

款 11. 寄附金は 4,900 万円を減額補正し、1 億 2,510 万 1 千円に改めるもので、項 1. 寄附金. 目 1. 寄附金の減額でございます。

30 ページをお開き下さい。

款 12. 繰入金は 1 億 5,293 万 3 千円を減額補正し、3 億 1,557 万 8 千円に改めるもので、内訳は、項 2. 基金繰入金. 目 2. 財政調整基金繰入金 1 億 4,955 万 3 千円の減額、目 8. 奨学基金繰入金 338 万円の減額でございます。

32 ページをお開き下さい。

款 14. 諸収入は 573 万 7 千円を減額補正し、2 億 2,950 万 5 千円に改めるもので、項 4. 雑入. 目 4. 雑入の減額でございます。

34 ページをお開き下さい。

款 15. 町債は 6,063 万 9 千円を減額補正し、8 億 6,366 万 1 千円に改めるもので、内訳は、項 1. 町債. 目 1. 民生債 170 万円の減額、目 3. 土木債 2,320 万円の減額、目 5. 教育債 6,150 万円の増額、目 6. 農林水産業債 1,160 万円の増額、目 8. 総務債 4,420 万円の減額、目 9. 臨時財政対策債 6,083 万 9 千円の減額、目 11. 災害復旧債 380 万円の減額でございます。

36 ページをお開き下さい。

款 16. 利子割交付金は 290 万円を減額補正し、710 万円に改めるもので、項 1. 利子割交付金. 目 1. 利子割交付金の減額でございます。

38 ページをお開き下さい。

款 18. 地方消費税交付金は 1,000 万円を増額補正し、4 億 3,000 万円に改めるもので、

項 1. 地方消費税交付金. 目 1. 地方消費税交付金の増額でございます。

40 ページをお開き下さい。

款 19. 地方特例交付金は 550 万円を増額補正し、1,550 万円に改めるもので、項 1. 地方特例交付金. 目 1. 地方特例交付金の増額でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

42 ページをお開き下さい。

款 1. 議会費は 239 万 5 千円の減額補正により、1 億 768 万 9 千円に改めるもので、項 1. 議会費. 目 1. 議会費の減額でございます。

44 ページをお開き下さい。

款 2. 総務費は 8,997 万 8 千円の減額補正により、13 億 3,310 万 7 千円に改めるもので、内訳は、項 1. 総務管理費. 目 1. 一般管理費 1,116 万 5 千円の減額、目 3. 財政管理費、10 万円の減額、目 5. 財産管理費 6,030 万円の減額、目 6. 企画費 1,815 万 8 千円の減額。

46 ページをお開き下さい。

目 8. 出張所費 4 千円の減額、目 9. 地方振興費 517 万円の減額、目 10. 交通安全対策費 10 万円の減額、目 12. 行政施策費 2,000 万円の増額。

48 ページをお開き下さい。

目 14. 庁舎建設費 1,353 万 4 千円の減額、項 2. 徴税費. 目 1. 税務総務費 120 万円の減額、項 3. 戸籍住民基本台帳費. 目 1. 戸籍住民基本台帳費 11 万 4 千円の減額、項 6. 監査委員費. 目 1. 監査委員費 13 万 3 千円の減額でございます。

50 ページをお開き下さい。

款 3. 民生費は 5,922 万 3 千円の減額補正により、30 億 2,412 万 9 千円に改めるもので、内訳は、項 1. 社会福祉費. 目 1. 社会福祉総務費 478 万 8 千円の減額、目 3. 老人福祉費 404 万 1 千円の減額、目 6. 社会福祉施設事業費 152 万 5 千円の減額、目 7. 障害者福祉費 818 万 7 千円の減額、項 2. 児童福祉費. 目 1. 児童福祉費 3,251 万 5 千円の減額。

52 ページをお開き下さい。

目 2. 児童保育費 810 万 4 千円の減額、目 3. 母子福祉費 6 万 3 千円の減額でございます。

54 ページをお開き下さい。

款 4. 衛生費は 2,733 万 1 千円の減額補正により、7 億 1,994 万円に改めるもので、内訳は、項 1. 保健衛生費. 目 1. 保健衛生総務費. 696 万 4 千円の減額、目 2. 予防費 267 万 5 千円の減額、目 3. 環境衛生費 107 万 5 千円の減額、目 4. 火葬場費 285 万 9 千円の減額、目 5. 環境保全費 292 万 6 千円の減額。

56 ページをお開き下さい。

項 2. 清掃費. 目 1. 清掃総務費 2 万 5 千円の減額、目 2. し尿処理費 174 万 7 千円の減額、目 3. じん芥処理費 906 万円の減額でございます。

58 ページをお開き下さい。

款 6. 農林水産業費は 2,021 万 1 千円の増額補正により 3 億 1,991 万 7 千円に改めるもので、内訳は、項 1. 農業費. 目 1. 農業委員会費 39 万 8 千円の減額、目 2. 農業総務費 23 万 7 千円の減額、目 3. 農業振興費 483 万 7 千円の減額、目 4. 農地費 922 万 5 千円の増額、目 5. 地籍調査費 1,645 万 8 千円の増額でございます

60 ページをお開き下さい。

款 7. 商工費は 149 万 9 千円の増額補正により 8,415 万 4 千円に改めるもので、内訳は、項 1. 商工費. 目 1. 商工総務費 50 万 1 千円の減額、目 2. 商工振興費 200 万円の増額でございます。

62 ページをお開き下さい。

款 8. 土木費は 8,031 万円の減額補正により 11 億 610 万 9 千円に改めるもので、内訳は、項 1. 土木管理費. 目 1. 土木総務費 4,620 万 7 千円の減額、項 2. 道路橋梁費. 目 3. 道路新設改良舗装費 118 万 4 千円の増額、項 3. 河川費. 目 3. 施設管理費 1,096 万 1 千円の減額。

64 ページをお開き下さい。

項 5. 住宅費. 目 1. 住宅管理費 254 万 2 千円の減額、項 6. 都市計画費. 目 1. 都市計画管理費 478 万 4 千円の減額、目 5. 都市再生整備事業費 1,700 万円の減額でございます。

66 ページをお開き下さい。

款 9. 消防費は 997 万 2 千円の減額補正により 3 億 5,726 万 6 千円に改めるもので、内訳は、項 1. 消防費. 目 1. 常備消防費 228 万 1 千円の減額、目 2. 非常備消防費 409 万円の減額、目 3. 消防施設費 11 万 4 千円の増額。

68 ページをお開き下さい。

目 4. 防災費. 368 万円の減額、目 5. 水難救済会費 3 万 5 千円の減額でございます。

70 ページをお開き下さい。

款 10. 教育費は 6,053 万 9 千円の増額補正により 8 億 9,974 万円に改めるもので、内訳は、項 1. 教育総務費. 目 1. 教育委員会費 20 万円の減額、目 2. 事務局費 1,520 万 8 千円の減額、項 2. 小学校費. 目 1. 学校管理費 113 万 4 千円の減額、目 2. 教育振興費 183 万 8 千円の減額、目 3. 学校建設費 7,649 万円の増額、項 3. 中学校費. 目 1. 学校管理費 16 万 6 千円の減額。

72 ページをお開き下さい。

目 2. 教育振興費 150 万 5 千円の減額、項 4. 幼稚園費. 目 1. 幼稚園費 1,058 万 1 千円の増額、項 5. 社会教育費. 目 1. 社会教育総務費 34 万 1 千円の減額、目 2. 公民館費. 58 万 4 千円の減額、項 6. 保健体育費. 目 2. 学校給食共同調理場費 340 万 4 千円の減額、目 3. 体育施設費 215 万 2 千円の減額でございます。

74 ページをお開き下さい。

款 11. 災害復旧費は 1,964 万円を減額補正し 1,096 万 3 千円に改めるもので、項 1. 災



害復旧費. 目 5. 農林水産災害復旧費の減額でございます。

76 ページをお開き下さい。

款 12. 公債費は 30 万円を減額補正し 9 億 4,314 万 7 千円に改めるもので、内訳は、  
項 1. 公債費. 目 1. 長期償還元金 288 万円の増額、目 2. 利子. 318 万円の減額でござ  
います。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額 91 億 6,190 万円から 2 億 690 万円を減額し、  
89 億 5,500 万円に改めようとするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、提案説明  
とさせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 9. 議案第 6 号、平成 30 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 3 号）、  
議案第 7 号、平成 30 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第 3  
号）を提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、多田羅君。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

失礼します。議案第 6 号及び議案第 7 号を一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第 6 号、平成30年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 3 号）につ  
いてでございます。

国1ページをお願いします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額26億7,470万円に歳入歳出それぞれ 2 億6,630万円  
を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,100万円とするものでござい  
ます。

補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明を致します。

まず、歳出について、国12ページをお願いします。

款 1. 総務費は、30万 6 千円増額し、5,024万 8 千円とするものでございます。

被保険者証の年度更新にかかる消耗品費及び印刷製本費として、項 1. 総務管理費を  
30万 6 千円増額するものです。

款 2. 保険給付費は1,460万円増額し、19億3,741万 1 千円とするものでございます。

一般給付費の療養給付費の増加により、項 1. 一般被保険者療養諸費を1,460万円増額す  
るものです。

款 7. 項 1. 基金積立金は被保険者数の減少による税収不足に備えるため、2 億5,399万  
9 千円増額し、2億5,400万円とするものでございます。

款 9. 諸支出金は260万 5 千円減額し、4,295万 2 千円とするものでございます。

直営診療所会計への操出金の減額により、項 2. 操出金を260万 5 千円減額するもので

す。

次に、歳入についてご説明致します。

国10ページをお願いします。

款4. 県支出金は1,460万円増額し、19億5,040万6千円とするものでございます。

項1. 県負担金は歳出の一般被保険者療養諸費の増額にあわせて、県からの保険給付費等交付金のうち普通交付金を1,460万円増額するものです。

款6. 繰入金. 項1. 他会計繰入金は260万5千円減額し、2億3,579万5千円とするものでございます。

歳出の直営診療所会計繰出金の減額にあわせて、260万5千円減額するものです。

款7. 項1. 繰越金は前年度繰越金の予算化により2億5,408万9千円増額し、2億9,448万8千円とするものでございます。

款8. 諸収入は21万6千円増額し633万9千円とするものでございます。資格喪失後の国保使用による保険者負担返納金として項5. 雑入を21万6千円増額するものです。

以上により、歳入歳出それぞれ2億6,630万円を増額補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,100万円とするものでございます。

次に、議案第7号、平成30年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第3号）についてでございます。

直1ページをお願いします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額3,460万円に歳入歳出それぞれ10万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,470万円とするものです。

補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明致します。

まず、歳出について、直12ページをお願いします。

款1. 総務費. 項1. 施設管理費は10万円増額し、2,729万1千円とするものでございます。

医薬品に関する書籍の購入費及び診療所で使用するプリンタの購入費として10万円増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明致します。

直10ページをお願いします。

款1. 診療収入. 項1. 外来収入は100万円減額し、963万円とするものでございます。

これまでの診療状況により国民健康保険診療収入を100万円減額するものです。

款3. 繰入金. 項1. 他会計繰入金は260万5千円を減額し、1,995万3千円とするものでございます。

歳出の総務費のうち人件費等の減額により、260万5千円減額するものです。

款4. 項1. 繰越金は前年度繰越金の予算化に伴い370万5千円増額し、509万4千円とするものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ10万円増額補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ

ぞれ3,470万円とするものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、議案第6号、平成30年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第3号）及び議案第7号、平成30年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第3号）を一括して提案説明させて頂きました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第10. 議案第8号、平成30年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第2号）を議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

議長（村井 勉）

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課長 三谷君。

建設課長（三谷 勝則）

失礼致します。それでは、議案第8号、平成30年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

下1ページをお開き下さい。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額10億2,200万円に歳入歳出それぞれ3,360万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,840万円にするものでございます。

今回の補正予算のうち、歳出は総務費、下水道費及び公債費の減額補正でございます。

一方、歳入は国庫支出金及び繰入金の減額補正、県支出金及び諸収入、町債の増額補正でございます。

次に第2条、繰越明許費につきましては、下4ページをお開き下さい。第2表、繰越明許費につきましては、地方自治法第213条第1項の規定により款2. 下水道費2,400万円を翌年度へ繰越するものでございます。

次に第3条、地方債の補正につきましては、下5ページをお開き下さい。第3表、地方債の補正につきましては、限度額を2億7,970万円に改めるものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明を申し上げます。

下14ページをお開き下さい。

歳出と致しましては、款1. 総務費を1,908万2千円減額補正し、1億8,181万6千円に改めるものでございます。

これは、主に中讃流域下水道維持管理負担金の減額補正によるものでございます。

款2. 下水道費を1,441万8千円減額補正し、1億4,730万5千円に改めるものでございます。

これは、主に堀江雨水第3幹線築造工事の工事費及び中讃流域下水道建設負担金の減額補正によるものでございます。

款3. 公債費を10万円減額補正し、6億5,937万9千円に改めるものでございます。

これは、一時借入金利子の減額補正によるものでございます。

続きまして、歳入につきまして説明を申し上げます。

下12ページをお開き下さい。

款3. 国庫支出金を1,296万5千円減額補正し、2,017万5千円に改めるものでございます。

款4. 県支出金を405万8千円増額補正し、557万9千円に改めるものでございます。

款5. 繰入金を3,770万円減額補正し、3億8,254万8千円に改めるものでございます。

款7. 諸収入を1,020万7千円増額補正し、1,021万4千円に改めるものでございます。

款8. 町債を280万円増額補正し、2億7,970万円に改めるものでございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額10億2,200万円に3,360万円を減額し、9億8,840万円に改めるものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第8号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第11. 議案第9号、平成30年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第3号）、議案第10号、平成30年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）を提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、多田羅君。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

議案第9号及び議案第10号を一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第9号、平成30年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第3号）についてでございます。

介1ページをお願いします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額24億8,880万円から歳入歳出それぞれ300万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億8,580万円とするものでございます。

補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明致します。

まず、歳出について、介14ページをお願いします。

款1. 総務費は200万円減額し、1億2,435万円とするものでございます。

項3. 介護認定審査会費150万円の減額は主に主治医意見書作成手数料の減額、項4. 趣旨普及費50万円の減額は、パンフレット購入費の減額となっております。

款2. 保険給付費は総額での増減はありませんが、内訳として項1. 介護サービス等諸費は1,012万8千円の増額。

介16ページ下段をお願いします。

項2. 介護予防サービス等諸費は、1,124万8千円の減額。

介20ページをお願いします。

項4. 高額介護サービス等費は、37万5千円の増額。

介22ページをお願いします。

項7. 特定入所者介護サービス等費は74万5千円の増額でございます。

款4. 項1. 保健福祉事業費は委託料の減額により100万円を減額し、553万4千円にするものでございます。

次に、歳入についてご説明致します。

介12ページをお願いします。

款3. 国庫支出金は2,532万3千円増額の5億3,960万9千円にするもので、内訳として、項1. 国庫負担金1,245万1千円、項2. 国庫補助金1,287万2千円をそれぞれ増額するものです。

款4. 項1. 支払基金交付金は2,559万2千円減額し、5億7,525万6千円にするものでございます。

款5. 県支出金は48万7千円増額し、3億9,108万8千円にするものでございます。

内訳として項1. 県費負担金132万3千円増額、項2. 県費補助金83万6千円の減額でございます。

款8. 繰入金金は284万円減額し、3億7,952万5千円にするものでございます。内訳として、項1. 一般会計繰入金184万円の減額、項2. 基金繰入金100万円の減額でございます。

款10. 諸収入は37万8千円減額し、296万7千円とするものでございます。配食サービスの自己負担金の減額により、項3. 雑入を37万8千円減額するものです。

以上により、歳入歳出それぞれ300万円を減額補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億8,580万円とするものでございます。

次に、議案第10号、平成30年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

後1ページをお願いします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額3億4,280万円に歳入歳出それぞれ620万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,900万円とするものです。

補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明致します。

まず、歳出について、後12ページをお願いします。

款2. 項1. 後期高齢者医療広域連合納付金は620万円増額し、3億4,368万4千円とするものでございます。

香川県後期高齢者医療広域連合の平成30年度保険料の増額補正により、町の保険料負担分を620万円増額するものです。

次に、歳入についてご説明致します。

後10ページをお願いします。

款1.項1.後期高齢者医療保険料は620万円増額し、2億6,260万円とするものです。

香川県後期高齢者医療広域連合の補正予算に合わせ増額するものです。

以上により歳入歳出それぞれ620万円を増額補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,900万円とするものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、議案第9号、平成30年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第3号）及び議案第10号、平成30年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）を一括して提案説明させて頂きました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第12.議案第11号、平成31年度多度津町一般会計予算を議題と致します。

新年度の予算につきましては、今回は冊子もございますので見やすい方をご覧下さい。

それでは、タブレットの準備はよろしいですか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、岡部君。

総務課長（岡部 登）

議案第11号、平成31年度多度津町一般会計予算について提案説明を申し上げます。

タブレットの7ページをお開き下さい。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、95億3,400万円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為で、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間、限度額を定めるものでございます。

15ページをお開き下さい。

第2表、債務負担行為に記載してありますように、多度津町土地開発公社に対する債務保証、新庁舎建設オフィス環境整備支援業務委託料、新庁舎建設施工監理業務委託料および工事費、ホール棟建設施工監理業務委託料および工事費、消防通信指令システム整備改修費負担金について、それぞれの期間において債務負担行為を行うものでございます。

再度、7ページにお戻り下さい。

第3条は地方債で、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の、起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還方法を定めるものでございます。

16ページをお開き下さい。

議長（村井 勉）

タブレットとちょっと違うんで、冊子の方をご覧下さい。

総務課長（岡部 登）

申し訳ありません。それでは本の方の10ページをお開き下さい。

第3表、地方債に平成31年度に起こす地方債を記載しております。

再度、1ページをお開き下さい。

第4条は一時借入金で、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額を20億円と定めるものでございます。

また、第5条は歳出予算の流用で、地方自治法220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。それでは、「一般会計予算書」並びに同予算書末尾にあります「一般会計予算資料」により説明を申し上げます。

一般会計予算書の335ページをお開き下さい。

本年度の予算総額は、95億3,400万円、前年度当初予算総額、86億9,500万円に比べ、8億3,900万円の増額、率では9.6%の増となりました。

続きまして336ページをお開き下さい。

まず、順位で歳入の科目別構成比から説明を申し上げます。

1位は町税で、29億1,923万円、構成比は30.7%、前年度に比べ1.3%の増。2位は地方交付税で、17億5,000万円、構成比は18.4%、前年度に比べ1.2%の増。3位は町債で、12億8,190万円、構成比は13.4%、前年度に比べ41.1%の増。4位は国庫支出金で、10億8,950万1千円、構成比は11.4%、前年度に比べ23.1%の増。5位は県支出金で、6億7,163万円、構成比は7.0%、前年度に比べ1.7%の増。以上が5位までの歳入科目の構成でございます。

この歳入につきまして、性質別に区分しますと町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入はいわゆる自主財源でございます。

この合計は、41億5,742万3千円で、構成比は43.6%、前年度に比べ1.9%の減でございます。また、残りの地方譲与税、自動車取得税交付金、環境性能割交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金、県支出金、町債、利子割交付金、地方消費税交付金、地方特例交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金のいわゆる依存財源は、53億7,657万7千円で、構成比は56.4%でございます。

それでは、一般会計予算書の16ページにお戻り下さい。

歳入予算について事項別明細書により説明を申し上げます。

款1.町税は前年度より3,710万8千円の増額、29億1,923万円を計上致しました。

項1.町民税は12億2,352万円。

18ページをお開き下さい。

項2.固定資産税は13億9,947万8千円。項3.軽自動車税は7,400万円。項4.たばこ税は1億6,000万円。項8.都市計画税は6,223万2千円を計上致しました。

22ページをお開き下さい。

款2.地方譲与税は前年度より545万4千円の減額、5,694万6千円を計上致しました。

項 1. 地方揮発油譲与税は1,600万円。項 2. 自動車重量譲与税は3,900万円。項 4. 特別  
とん譲与税は100万円。項 5. 森林環境譲与税は94万6千円を計上致しました。

24ページをお開き下さい。

款 3. 自動車取得税交付金は前年度より800万円の減額、1,200万円を計上致しました。

26ページをお開き下さい。

款 4. 環境性能割交付金は平成31年度より新設し、300万円を計上致しました。

28ページをお開き下さい。

款 5. 地方交付税は前年度より2,000万円の増額、17億5,000万円を計上致しました。

30ページをお開き下さい。

款 6. 交通安全対策特別交付金は前年度と同額、400万円を計上致しました。

32ページをお開き下さい。

款 7. 分担金及び負担金は前年度より3,133万2千円の減額、7,640万5千円を計上致し  
ました。

項 1. 分担金は、20万円。項 2. 負担金は7,620万5千円を計上致しました。

34ページをお開き下さい。

款 8. 使用料及び手数料は前年度より885万2千円の減額、1億5,673万5千円を計上致  
しました。

項 1. 使用料は7,708万3千円。項 2. 手数料は7,965万2千円を計上致しました。

38ページをお開き下さい。

款 9. 国庫支出金は前年度より2億428万4千円の増額、10億8,950万1千円を計上致し  
ました。

項 1. 国庫負担金は7億2,398万1千円。項 2. 国庫補助金は3億6,003万8千円。

40ページをお開き下さい。

項 3. 国庫委託金は548万2千円を計上致しました。

42ページをお開き下さい。

款10. 県支出金は前年度より1,140万3千円の増額、6億7,163万円を計上致しました。

項 1. 県負担金は、4億1,178万5千円。項 2. 県補助金は、1億8,722万1千円。

44ページをお開き下さい。

項 3. 県委託金は7,262万4千円を計上致しました。

48ページをお開き下さい。

款11. 財産収入は前年度より15万2千円の減額、1,196万8千円を計上致しました。

項 1. 財産運用収入は1,196万6千円。項 2. 財産売払収入は存目のみを計上致しまし  
た。

50ページをお開き下さい。

款12. 寄附金は前年度と同額、1億7,400万1千円を計上致しました。

52ページをお開き下さい。



款13. 繰入金は1億9,713万3千円の増額、5億7,319万5千円を計上致しました。

項1. 繰入金は存目のみ。項2. 基金繰入金は5億7,319万3千円を計上致しました。

54ページをお開き下さい。

款14. 繰越金は存目のみの計上でございます。

56ページをお開き下さい。

款15. 諸収入は、前年度より766万2千円の増額、2億4,588万8千円を計上致しました。

項1. 延滞金加算金及び過料は、500万円。項2. 預金利子は、2万円。項3. 貸付金元利収入は、5,000万1千円。項4. 雑入は、1億9,086万7千円を計上致しました。

60ページをお開き下さい。

款16. 町債は、前年度より3億7,360万円の増額、12億8,190万円を計上致しました。

62ページをお開き下さい。

款17. 利子割交付金は、前年度より540万円の減額、460万円を計上致しました。

64ページをお開き下さい。

款18. 地方消費税交付金は、前年度より1,000万円の増額、4億3,000万円を計上致しました。

66ページをお開き下さい。

款19. 地方特例交付金は、前年度より3,400万円の増額、4,400万円を計上致しました。

項1. 地方特例交付金は、1,500万円。項2. 子ども・子育て支援臨時交付金は、2,900万円を計上致しました。

68ページをお開き下さい。

款20. 配当割交付金は、前年度と同額、1,600万円を計上致しました。

70ページをお開き下さい。

款21. 株式など譲渡所得割交付金は、前年度と同額、1,300万円を計上致しました。

以上が、平成31年度歳入予算でございます。

続きまして、歳出予算について説明を申し上げます。

342ページをお開き下さい。

性質別分類により、説明を申し上げます。

義務的経費の合計は、41億8,527万2千円、前年度に比べ、2,088万8千円の増、構成比は、43.9%。そのうち人件費は、15億9,999万円、前年度に比べ、361万8千円の増、構成比は、16.8%。扶助費は、16億1,656万5千円、前年度に比べ、800万円の減、構成比は、16.9%。

公債費は、9億6,871万7千円、前年度に比べ、2,527万円の増、構成比は、10.2%となりました。

次に、投資的経費は、16億1,091万9千円、前年度に比べ、6億7,204万4千円の増、構成比は、16.9%となりました。

その他経費の合計は、37億3,780万9千円、前年度に比べ、1億4,606万8千円の増、構成比は、39.2%でございます。

そのうち物件費は、15億4,986万1千円、前年度に比べ、6,466万4千円の増、構成比は、16.3%。

補助費等は、11億3,110万2千円、前年度に比べ、6,658万5千円の増、構成比は、11.9%。

繰出金は、8億9,827万8千円、前年度に比べ、2,082万2千円の増、構成比は、9.4%となりました。

以上が、主な性質別に見た歳出予算の構成でございます。

それでは、72ページにお戻り下さい。

歳出予算について、事項別明細書により説明を申し上げます。

款1. 議会費は、前年度より、382万6千円の増額、1億1,406万円を計上し、構成比は、1.2%となりました。

76ページをお開き下さい。

款2. 総務費は、前年度より2億4,774万円の増額、16億6,563万2千円を計上し、構成比は、17.5%となりました。

項1. 総務管理費は、14億65万2千円でございます。

92ページをお開き下さい。

項2. 徴税費は、1億6,107万3千円。

96ページをお開き下さい。

項3. 戸籍住民基本台帳費は、5,613万円。

項4. 選挙費は、2,833万9千円。

98ページをお開き下さい。

項5. 統計調査費は、1,068万7千円。

100ページをお開き下さい。

項6. 監査委員費は、875万1千円を計上致しました。

102ページをお開き下さい。

款3. 民生費は、前年度より、2,532万3千円の増額、28億9,466万2千円を計上し、構成比は、30.4%となりました。

項1. 社会福祉費は、16億2,861万6千円。

114ページをお開き下さい。

項2. 児童福祉費は、12億6,454万6千円。

118ページをお開き下さい。

項3. 災害救助費は、150万円を計上致しました。

120ページをお開き下さい。

款4. 衛生費は、前年度より1,852万8千円の減額、7億2,962万7千円を計上し、構成

比は、7.6%となりました。

項1.保健衛生費は、2億6,460万5千円。

128ページをお開き下さい。

項2.清掃費は、4億1,822万2千円。

132ページをお開き下さい。

項3.上水道費は、4,680万円を計上致しました。

134ページをお開き下さい。

款5.労働費は、前年度より、8万9千円の増額、1,892万8千円を計上し、構成比は、0.2%となりました。

136ページをお開き下さい。

款6.農林水産業費は、前年度より、3,653万4千円の減額、2億5,031万円を計上し、構成比は、2.6%となりました。

項1.農業費は、1億8,557万8千円でございます。

144ページをお開き下さい。

項2.林業費は、20万4千円。

項3.水産業費は、6,452万8千円を計上致しました。

148ページをお開き下さい。

款7.商工費は、前年度より、4,909万1千円の増額、1億2,944万4千円を計上し、構成比は、1.4%となりました。

152ページをお開き下さい。

款8.土木費は、前年度より、3億8,269万7千円の増額、13億9,696万2千円を計上し、構成比は、14.6%となりました。

項1.土木管理費は、3億6,047万3千円。

項2.道路橋梁費は、2億9,641万7千円。

154ページをお開き下さい。

項3.河川費は、1億4,174万円。

156ページをお開き下さい。

項4.港湾費は、3,884万4千円。

項5.住宅費は、4,913万3千円。

158ページをお開き下さい。

項6.都市計画費は、5億1,035万5千円を計上致しました。

162ページをお開き下さい。

款9.消防費は、前年度より、6,791万8千円の増額、4億1,854万1千円を計上し、構成比は、4.4%となりました。

172ページをお開き下さい。

款10.教育費は、前年度より、9,210万8千円の増額、9億1,711万4千円を計上し、構

成比は、9.6%となりました。

項1. 教育総務費は、2億1,290万9千円。

176ページをお開き下さい。

項2. 小学校費は、1億2,401万5千円。

178ページをお開き下さい。

項3. 中学校費は、5,034万8千円。

182ページをお開き下さい。

項4. 幼稚園費は、1億2,769万7千円。

184ページをお開き下さい。

項5. 社会教育費は、1億8,281万9千円。

188ページをお開き下さい。

項6. 保健体育費は、2億1,932万6千円を計上致しました。

194ページをお開き下さい。

款11. 災害復旧費は、存目のみ、3千円の計上でございます。

196ページをお開き下さい。

款12. 公債費は、前年度より、2,527万円の増額、9億6,871万7千円を計上し、構成比は、10.2%となりました。

198ページをお開き下さい。

款14. 予備費は、前年度と同額の、3,000万円の計上でございます。

なお、その後のページの資料と致しまして、給与費明細書、債務負担行為に係る調書等を掲載しておりますが、これらの内、地方債の見込に関する調書について、ご説明を申し上げます。

207ページをお開き下さい。

最下段、一番下の合計欄で申しますと、

前々年度末、すなわち平成29年度末の現在高は、125億9,571万1千円。

そして、前年度末、平成30年度末の現在高見込額が、125億7,956万2千円。

それに当該年度、平成31年度の欄で起債見込額が13億9,460万円と元金の償還見込が9億1,040万2千円で、平成31年度末の現在高は、130億6,376万円と見込んでおります。

以上、平成31年度一般会計予算の総額、歳入歳出それぞれ、95億3,400万円を計上致しております。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます、簡単ではございますが提案説明とさせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 13. 議案第 12 号、平成 31 年度多度津町特別会計国民健康保険予算、議案第 13 号、平成 31 年度 多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算を提案説明の都合

上、一括議題と致します。

タブレットの準備はよろしいですか。冊子をご覧ください。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、多田羅君。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

議案第12号及び議案第13号を一括して提案説明申し上げます。まず、議案第12号、平成31年度多度津町特別会計国民健康保険予算について、でございます。

予算書213ページをお願い致します。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億5,460万円とするものでございます。

前年度に比べ7,560万円、2.9%の増額でございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入の最高額を3億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算のうち保険給付費における予算の流用について定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入よりご説明致します。

222ページをお願いします。

款1.国民健康保険税は、前年度より826万8千円減額の4億4,570万円の計上でございます。内訳としまして、項1.一般被保険者国民健康保険税は900万円減額の4億4,250万円、項2.退職被保険者等国民健康保険税は73万2千円増額の320万円でございます。

款2.国庫支出金 項2.国庫補助金及び款3.項1.療養給付費等交付金は、それぞれ存目1千円の計上でございます。

款4.県支出金は前年度より4,850万円増額の19億850万6千円の計上でございます。

内訳としまして、項1.県負担金19億850万5千円、項3.財政安定化基金支出金、存目1千円でございます。

224ページをお願いします。

款5.財産収入、項1.財産運用収入は存目1千円の計上でございます。

款6.繰入金は、前年度より3,366万7千円増額の2億9,256万5千円の計上でございます。

内訳としまして、項1.他会計繰入金の目1.一般会計繰入金1億6,710万円、目2.職員給与費等繰入金4,666万5千円、目3.出産育児一時金等繰入金280万円、目4.財政安定化事業繰入金2,600万円でございます。項2.基金繰入金は、前年度より3,000万円増額の5,000万円の計上でございます。

款7.項1.繰越金は存目1千円の計上でございます。

款8.諸収入は、前年度より170万1千円増額の782万4千円の計上でございます。

内訳としまして、項1.延滞金、加算金及び過料500万円、項2.保険税督促手数料20万

円、項3.預金利子存目1千円、項5.雑入262万3千円でございます。

款9.町債、項2.財政安定化基金貸付金は、存目1千円の計上でございます。

以上により、歳入合計26億5,460万円の計上でございます。

次に、歳出についてご説明致します。

226ページをお願いします。

款1.総務費は、前年度より478万7千円減額の4,666万5千円の計上でございます。

項1.総務管理費は3,444万3千円で内訳としまして、目1.一般管理費3,094万3千円、目2.国民健康保険団体連合会負担金350万円でございます。項2.徴税費1,141万7千円、項3.運営協議会費60万5千円。

228ページをお願いします。

項4.趣旨普及費20万円でございます。

款2.保険給付費は、前年度より3,569万7千円増額の、18億8,300万8千円の計上でございます。項1.一般被保険者療養諸費は16億1,500万2千円で、内訳としまして、目1.一般被保険者療養給付費16億円、目3.一般被保険者療養費1,500万円、目4.一般被保険者移送費及び目6.一般被保険者保険外併用療養費は、それぞれ存目1千円、項2.退職被保険者療養諸費は2,100万2千円で、内訳としまして、目1.退職被保険者療養給付費2,000万円、目4.退職被保険者療養費100万円、目5.退職被保険者移送費及び230ページをお願いします。

目8.退職被保険者保険外併用療養費は、それぞれ存目1千円でございます。

項3.審査支払手数料は650万円、項4.一般被保険者高額療養費は2億3,050万円、項5.退職被保険者等高額療養費は500万1千円、項6.出産育児諸費は420万3千円、項7.葬祭諸費は80万円でございます。

款3.国民健康保険事業費納付金は、前年度より4,530万円増額の6億7,150万円の計上でございます。

内訳としまして、項1.医療給付費分4億8,800万円。

232ページをお願いします。

項2.後期高齢者支援金等分1億4,050万円、項3.介護納付金分4,300万円でございます。

款4.項1.共同事業拠出金は前年度と同額の1万円の計上でございます。

款5.項1.財政安定化基金拠出金は存目1千円の計上でございます。

款6.保健事業費は前年度より103万6千円増額の3,011万円の計上でございます。

内訳としまして、項1.特定健康診査等事業費2,277万円。

234ページをお願いします。

項2.保健事業費734万円の計上でございます。

款7.項1.基金積立金は存目1千円の計上でございます。

款8.公債費は前年度より1千円減額の2千円の計上でございます。

内訳としまして、項 1. 公債費及び項 3. 財政安定化基金償還金は、それぞれ存目 1 千円でございます。

款 9. 諸支出金は、前年度より 164 万 5 千円減額の 2, 330 万 2 千円の計上でございます。

項 1. 償還金及び還付加算金 370 万 1 千円で、

236 ページをお願いします。

内訳としまして、目 1. 一般被保険者保険税還付金 300 万円、目 2. 退職被保険者保険税還付金 70 万円、目 3. 償還金存目 1 千円でございます。項 2. 操出金は 1, 960 万 1 千円で、内訳としまして、目 1. 直営診療所会計操出金 1, 960 万円、目 2. 一般会計操出金存目 1 千円でございます。

款 10. 項 1. 前年度繰上充用金は存目 1 千円の計上でございます。

以上により、歳出合計 26 億 5, 460 万円を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26 億 5, 460 万円とするものでございます。

次に、議案第 13 号、平成 31 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算について、でございます。

予算書 243 ページをお願いします。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 240 万円にしようとするものでございます。前年度に比べ、50 万円、1. 6% の増額でございます。

第 2 条は、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額を 1, 000 万円と定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入よりご説明致します。

予算書 250 ページをお願いします。

款 1. 診療収入、項 1. 外来収入は前年度より 206 万 8 千円増額の 1, 269 万 8 千円の計上でございます。内訳としまして、目 1. 国民健康保険診療収入 240 万円、目 2. 社会保険診療収入 40 万円、目 4. 一部負担金 150 万円、目 5. その他の収入 120 万円、目 6. 後期高齢者医療診療報酬収入 719 万 8 千円でございます。

款 2. 使用料及び手数料、項 1. 手数料は前年度より 7 万 8 千円増額の 10 万円の計上でございます。

款 3. 繰入金、項 1. 他会計繰入金は、前年度より 164 万 6 千円減額の 1, 960 万円の計上で、国保会計からの繰入金でございます。

款 4. 項 1. 繰越金、及び款 5. 諸収入、項 1. 預金利子はそれぞれ、存目 1 千円の計上でございます。

以上により、歳入合計を 3, 240 万円とするものでございます。

次に、歳出についてご説明致します。

252 ページをお願いします。

款 1. 総務費、項 1. 施設管理費は、前年度より 106 万円増額の 2, 613 万 9 千円の計上でございます。

254ページをお願いします。

款2. 医業費、項1. 医療諸費は、前年度より56万円減額の616万円の計上でございます。

内訳としまして、目1. 医療用機械器具費70万円、目2. 医薬材料費546万円でございます。款3. 項1. 公債費は、存目1千円の計上でございます。

款4. 項1. 予備費は、前年度同額の10万円の計上でございます。

以上により、歳出合計3,240万円を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,240万円とするものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、議案第12号、平成31年度多度津町特別会計国民健康保険予算及び議案第13号、平成31年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算、両議案を一括して、提案説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第14. 議案第14号、平成31年度多度津町特別会計公共下水道予算を議題と致します。

冊子の準備をお願い致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課長、三谷君。

建設課長（三谷 勝則）

それでは、議案第14号、平成31年度多度津町特別会計公共下水道予算について提案説明を申し上げます。

予算書261ページをお開き下さい。

歳入歳出予算につきましては、第1条でお示ししてありますように、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億7,670万円にしようとするものでございます。これは、前年度比5.1%、5,280万円の増額でございます。

次に第2条の地方債につきましては、264ページをお開き下さい。

第2表、地方債で、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法について定めるもので、限度額につきましては、4億7,950万円を予定しております。

261ページにお戻り下さい。

第3条の一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の最高額を定めるものでございます。

第4条の歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により歳出予算を流用することができる場合について定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明を申し上げます。

268ページをお開き下さい。



まず、歳入予算でございます。

款 1. 分担金及び負担金につきましては、83 万円を計上致しております。

款 2. 使用料及び手数料につきましては、2 億 5,880 万 2 千円を計上致しております。

款 3. 国庫支出金につきましては、6,534 万 1 千円を計上致しております。

款 4. 県支出金につきましては、150 万 1 千円を計上致しております。

款 5. 繰入金につきましては、前年度 2 億 5,799 万 9 千円から 1,271 万 9 千円増額の 2 億 7,071 万 8 千円を計上致しております。

款 6. 繰入金につきましては、存目のみ 1 千円を計上致しております。

款 7. 諸収入につきましては、7 千円を計上致しております。

款 8. 町債につきましては、前年度 4 億 7,160 万円より 790 万円増額の、4 億 7,950 万円を計上致しております。

これによりまして、歳入予算の合計を 10 億 7,670 万円とするものでございます。

次に歳出予算でございます。

270 ページをお開き下さい。

款 1. 総務費につきましては、前年度 2 億 183 万円より 237 万 1 千円減額の、1 億 9,945 万 9 千円を計上致しております。

その内訳としましては、項 1. 総務管理費は、40 万 8 千円を計上するもので、主に日本下水道協会などの管理的経費でございます。同じく項 2. 業務管理費は、1 億 9,905 万 1 千円を計上するもので、主に中讃流域下水道維持管理負担金などの維持管理的経費でございます。

272 ページをお開き下さい。

款 2. 下水道費につきましては、前年度 1 億 6,249 万 1 千円より 6,177 万 3 千円増額の、2 億 2,426 万 4 千円を計上致しております。これは主に下水道整備事業費でございます。

款 3. 公債費につきましては、前年度 6 億 5,957 万 9 千円より 660 万 2 千円減額の 6 億 5,297 万 7 千円を計上致しております。

その内訳と致しましては、長期債償還元金で 5 億 7,641 万 9 千円、利子で 7,655 万 8 千円をそれぞれ計上致しております。

以上によりまして、歳入歳出の総額を歳入歳出予算それぞれ 10 億 7,670 万円とするものでございます。

なお、276 ページから 279 ページに給与費明細書、280 ページに地方債現在高の見込みに関する調書をお示ししてあります。

誠に簡単な説明ではございますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。12 時が参りましたけど議事進行したいと思いますが、ご異議

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

異議なしと認めます。

日程第 15. 議案第 15 号、平成 31 年度多度津町特別会計介護保険事業予算、議案第 16 号、平成 31 年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算を提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、多田羅君。

高齢者保険課長(多田羅 勝弘)

議案第15号及び議案第16号を一括して提案説明申し上げます。

まず、議案第15号、平成31年度多度津町特別会計介護保険事業予算について、でございます。

予算書281ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億6,430万円とするものでございます。前年度に比べ2,070万円、0.9%の減額でございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を3億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用で地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の流用について定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入よりご説明申し上げます。

290ページをお願いします。

款1. 項1. 介護保険料は、前年度より1,303万5千円増額の、5億1,903万5千円の計上でございます。

款2. 使用料及び手数料、項1. 手数料は、前年度と同額の4万1千円の計上でございます。

款3. 国庫支出金は、前年度より1,846万9千円増額の5億3,319万8千円の計上でございます。

内訳としまして、項1. 国庫負担金3億7,344万5千円、項2. 国庫補助金1億5,975万3千円でございます。

款4. 項1. 支払基金交付金は、前年度より472万9千円増額の6億452万5千円の計上でございます。

款5. 県支出金は、前年度より4,369万3千円減額の3億4,163万2千円の計上でございます。

内訳としまして、項1. 県費負担金3億2,096万1千円、項2. 県費補助金2,067万1千円でございます。

292ページをお願いします。

款6.財産収入、項1.財産運用収入は、前年度より9万円減額の1万1千円の計上でございます。

款7.項1.寄附金は、前年度と同額の存目1千円の計上でございます。

款8.繰入金は、前年度より1,251万4千円減額の3億6,314万7千円の計上で、内訳としまして、項1.一般会計繰入金3億314万7千円、項2.基金繰入金6,000万円でございます。

款9.項1.繰越金は、存目1千円の計上でございます。

款10.諸収入は、前年度より63万6千円減額の270万9千円の計上で、内訳としまして、項1.延滞金、加算金及び過料3千円、  
294ページをお願いします。

項2.預金利子、存目1千円、項3.雑入270万5千円でございます。

以上により、歳入合計を23億6,430万円とするものでございます。

次に、歳出についてご説明致します。

296ページをお願いします。

款1.総務費は、前年度より4,341万1千円減額の7,170万5千円の計上で、内訳としまして、項1.総務管理費4,339万3千円、項2.徴収費406万5千円、項3.介護認定審査会費2,348万8千円、

298ページをお願いします。

項4.趣旨普及費71万円、項6.地域密着型サービス運営委員会費4万9千円でございます。

款2.保険給付費は、前年度より2,567万3千円増額の21億3,663万2千円の計上でございます。

内訳としまして、項1.介護サービス等諸費19億5,419万8千円、

302ページをお願いします。

項2.介護予防サービス等諸費6,138万9千円、

304ページの下段をお願いします。

項3.その他諸費222万3千円、

306ページをお願いします。

項4.高額介護サービス等費4,339万7千円、項5.高額医療合算介護サービス等費610万円、

308ページをお願いします。

項6.市町村特別給付費、存目1千円、項7.特定入所者介護サービス等費6,932万4千円でございます。

310ページをお願いします。

款3.項1.財政安定化基金拠出金は、前年度と同額、存目1千円の計上でございます。

款4.項1.保健福祉事業費は、前年度より53万4千円減額の600万の計上でございます。

す。

款5. 地域支援事業費は、前年度より779万9千円減額の1億4,326万2千円の計上で、内訳としまして、項1. 介護予防・日常生活支援総合事業費1億134万5千円、312ページをお願いします。

項2. 包括的支援事業・任意事業費4,091万7千円、

項3. その他諸費100万円でございます。

314ページをお願いします。

款6. 項1. 基金積立金は、前年度より507万1千円増額の519万1千円の計上でございます。

款7. 項1. 公債費は、前年度同額の3千円の計上でございます。

款8. 諸支出金は、前年度より30万円増額の100万6千円の計上で、内訳としまして、項1. 償還金及び還付加算金100万4千円、項2. 延滞金、及び項3. 繰出金は、それぞれ存目1千円でございます。

款9. 316ページをお願いします。

項1. 予備費は、前年度同額、50万円の計上でございます。

以上により、歳出合計23億6,430万円を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億6,430万円とするものでございます。

次に、議案第16号、平成31年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算についての提案説明を申し上げます。

予算書323ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億4,400万円とするものでございます。

前年度に比べ、120万円、0.4%の増額でございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入の最高額を5,000万円と定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入よりご説明致します。

330ページをお願いします。

款1. 項1. 後期高齢者医療保険料は、前年度より470万円増額の2億6,110万円の計上でございます。

内訳としまして、目1. 特別徴収保険料1億7,470万円、目2. 普通徴収保険料8,640万円でございます。

款2. 使用料及び手数料、項1. 手数料は督促手数料2万円の計上でございます。

款3. 繰入金、項1. 一般会計繰入金は、前年度より350万1千円減額の8,184万8千円の計上でございます。

内訳としまして、目1. 事務費繰入金1,782万3千円、目2. 保険基盤安定繰入金6,402万5千円でございます。

款 4. 諸収入は、前年度より 1 千円増額の 103 万 1 千円の計上でございます。

内訳としまして、項 1. 延滞金、加算金及び過料 2 千円、項 2. 償還金及び還付加算金 80 万円、項 3. 預金利子 7 千円、項 5. 雑入 22 万 2 千円でございます。

款 6. 項 1. 繰越金は存目 1 千円の計上でございます。

以上により、歳入合計を 3 億 4,400 万円とするものでございます。次に、歳出についてご説明致します。

332 ページをお願いします。

款 1. 総務費は、前年度より 62 万 9 千円減額の 365 万 7 千円の計上でございます。

内訳としまして、項 1. 総務管理費 264 万 7 千円、項 2. 徴収費 101 万円でございます。

款 2. 項 1. 後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度より 188 万 9 千円増額の 3 億 3,937 万 3 千円の計上でございます。

款 3. 諸支出金、項 1. 償還金及び還付加算金は、前年度同額、95 万円の計上でございます。

款 4. 項 1. 予備費は、前年度より 6 万円減の 2 万円の計上でございます。

以上により、歳出合計 3 億 4,400 万円を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 4,400 万円とするものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、議案第 15 号、平成 31 年度多度津町特別会計介護保険事業予算及び議案第 16 号、平成 31 年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算、両議案を一括して提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 16. 議案第 17 号、町有財産の処分の変更について、を議題と致します。

タブレットの準備をお願い致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、岡部君。

総務課長（岡部 登）

議案第 17 号、町有財産の処分の変更についての、提案説明をさせていただきます。

提案の理由と致しましては、処分する財産に係る国土調査法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する地籍調査の完了により、数量等に変更があったためでございます。

処分する財産及び数量につきましては、変更前が大字東白方字奥谷 22 番 7、同じく字向山 38 番 19、桃山 227 番 1 及び大字青木字転石 951 番 7 の一部の雑種地 45,536.13 m<sup>2</sup>でございます。

変更後は、同地番 4 筆を公図に合わせて分筆したことにより、一部ではなく全てを処分することと致し、地目が宅地となり、その面積が 45,523.66 m<sup>2</sup>となります。

売却予定価格は、処分面積が 12.47 m<sup>2</sup>減少したことにより、3 億 4 千 971 万 7 千 478 円から 9 万 5 千 770 円減少し、3 億 4 千 962 万 1 千 708 円となります。

売却の相手方は、福岡県北九州市門司区新門司北一丁目3番9、クラウン・フーズ株式会社 代表取締役 米澤 隆に変更はございません。

また、参考資料と致しまして、処分の対象となる財産の位置図及び平面図を添付致しております。

以上の内容のものを、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第17号、町有財産の処分の変更について、ご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第17.議案第18号、多度津町教育委員会教育長の任命について、を議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

議案第18号、多度津町教育委員会教育長の任命につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、多度津町教育委員会教育長であります田尾 勝氏が平成31年3月31日をもって任期満了となります。つきましては、引き続き同氏を任命致したく地方教育行政の組織および運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。田尾氏は、多度津町大字南鴨76番地4にお住まいで昭和25年9月23日生まれの68歳でございます。同氏は昭和48年から長年にわたり中学校教諭として奉職され、平成23年3月に琴平町立琴平中学校校長を最後に退職され、同年4月に香川県教育会進路指導研究部に勤務され、同年9月から多度津町教育委員に任命されております。人格は高潔で多度津町教育長と致しまして、教育行政に非常に熱心に取り組んで頂いております。今後におきましても教育行政はもとより、町行政全般にわたり誠意を持って取り組んで頂けるものと思っております。なお、任期は平成31年4月1日から平成34年3月31日まででございます。よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます提案説明とさせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

本件は、人事案件でございますので、本日、先議を致したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定致しました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

続いて、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第 18 号についてを採決致します。

本件は、原案どおりに同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案に同意することに決定致しました。

ただ今、決定されました田尾教育長が議場におられます。

この際でありますので、教育長のご挨拶を受けたいと思いますので、よろしくお願い致します。

（田尾教育長 挨拶）

議長（村井 勉）

続きまして日程第 18. 諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、を議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案説明をさせていただきます。

現在、人権擁護委員としてご活躍を頂いております池内靖子氏の任期が、平成 31 年 6 月 30 日をもって満了致します。

つきましては、引き続き同氏を推薦致したく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めようとするものでございます。

同氏は、多度津町大字道福寺 640 番地 2 にお住まいで、昭和 21 年 8 月 21 日生まれの

72歳でございます。

同氏は、生活研究グループ連絡協議会など地域活動を通じて、地域の方々からの信頼も厚く、かつ、中立公平さを兼ね備えており、人権擁護委員として適任であると考えております。

なお、任期は平成31年7月1日から平成34年6月30日まででございます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

本件は、人事案件でございますので、本日、先議を致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定致しました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

続いて、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、諮問第1号についてを採決致します。

本案は、原案どおりに同意することについて、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案に同意することに決定致しました。

日程第19. 諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、を議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）



諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案説明をさせていただきます。

現在、人権擁護委員の篠原 雅美 氏より、一身上の都合により、辞意の申し出がありましたので、その後任として、野田 直子 氏を推薦致したいと存じ、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めようとするものでございます。

同氏は、多度津町大字東白方 25 番地 7にお住まいで、昭和 35 年 5 月 17 日生まれの 58 歳でございます。

同氏は、長年にわたり多度津町に幼稚園教諭として奉職され、本町の教育行政について、ご尽力されました。

地域の方々からの信望も厚く、教育者として人権教育の経験に基づいた人権問題への理解や熱意を有しており、人権擁護委員として適任であると存じ推薦するものでございます。

なお、任期は、平成 31 年 7 月 1 日から平成 34 年 6 月 30 日まででございます。

よろしくご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮り致します。

本案は人事案件でございますので、本日、先議致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定致しました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

続いて、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、諮問第2号についてを採決致します。

本案は、原案どおりに同意することについて、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案に同意することに決定致しました。

ここで、お諮り致します。

提案理由の説明がなされました議案を、より慎重に審議を期するため、多度津町議会  
会議規則第 39 条第 1 項の規定により、議案第 1 号から第 17 号までの 17 議案を総務教  
育常任委員会に付託の上、審査することに致したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、17 議案を会期中の総務教育常任委員会に付託の上、審査することに決定を致  
します。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了を致しました。

これにて散会致します。

長時間、有難うございました。

散会 午後0時34分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成31年3月5日  
第1回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記